電気個別要綱

（レギュラーセレクトプラン（電気））

2026年２月１日実施

株式会社ＣＤエナジーダイレクト

目　　次

本　　則 －１－
　１　適　　用 －１－
　２　料　　金 －１－
　３　割　　引 －２－
　４　そ　の　他 －３－
附　　則 －５－
別　　表 －６－

本　　則

1　適　　用

(1)　この個別要綱のレギュラーセレクトプラン（電気）（以下「レギュラーセレクトプラン（電気）」といいます。）は，当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また，基本要綱が変更された場合は，変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し，契約電流が 10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアである需要で，当社の指定する媒介事業者または代理事業者（以下「提携事業者」といいます。）がお客さまから申込みを受付し，お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

(2)　この個別要綱は，基本要綱とあわせて適用いたします。

2　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表１（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表１（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表１（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表１（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペア	310 円 75 銭
契約電流 15 アンペア	466 円 63 銭
契約電流 20 アンペア	622 円 50 銭
契約電流 30 アンペア	934 円 25 銭
契約電流 40 アンペア	1,246 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,557 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,869 円 50 銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	29 円 79 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	36 円 38 銭
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	39 円 99 銭

３　割　　引

(1)　ガスセット割（以下「セット割」といいます。）は，次のいずれにも該当するお客さまがセット割の適用を希望され，お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ　レギュラーセレクトプラン（電気）の需要場所において同一の名義により，当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。

ロ　レギュラーセレクトプラン（電気）の料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金とを同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。

(2)　セット割の適用を受けるお客さまの料金は，２（料金）に定める料金から，２（料金）(1)によって基本料金として算定された金額およびその１月の使用

電力量に２（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの 0.5 パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。

(3)　お客さまがセット割の適用を希望される場合は，当社に申込みをしていただきます。

４　そ　の　他

(1)　基本要綱６（需給契約の申込み）(1)にかかわらず，お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は，あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承諾のうえ，基本要綱６（需給契約の申込み）(1)に定める事項その他当社および提携事業者が必要とする事項を明らかにして，所定の様式によって提携事業者またはその指定店を通じて当社へ申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。なお，当該申込みについては，基本要綱６（需給契約の申込み）(2)，(3)および(4)が適用されるものといたします。

(2)　基本要綱２（要綱の変更）(7)にかかわらず，当社は，この個別要綱を変更する場合，変更前は変更しようとする内容，変更後は変更した内容，需給契約が成立した日，供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を，電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法，またはインターネット上の提携事業者のウェブサイトもしくは当社のウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。この場合，お客さまが希望されるときを除き，当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

(3)　当社は，特別の事情がある場合を除き，基本要綱１（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより，基本要綱 20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。

(4)　当社は，基本要綱 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表３（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(5)　当社は，お客さまの名義，需要場所（供給地点特定番号を含みます。），

使用電力量，料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまと提携事業者またはレギュラーセレクトプラン（電気）販売の委託先とのサービス契約に係る事項について，提携事業者またはレギュラーセレクトプラン（電気）販売の委託先に情報を提供することおよび提携事業者またはレギュラーセレクトプラン（電気）販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。

(6)　その他の事項については，基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

附　　則

実施期日

この個別要綱は，2026 年２月１日から実施いたします。

別　　表

1　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86{,}100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86{,}100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の計量日から６月の計量日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の計量日から７月の計量日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の計量日から８月の計量日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の計量日から９月の計量日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の１月の計量日の前日までの期間
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の１月の計量日から２月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の計量日から３月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の計量日から４月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の計量日から５月の計量日の前日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18 銭 3 厘

(3)　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

2　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の計量日から翌年の４月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の計量日から翌年の４月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

３　料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1)　料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 120\ \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\ \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2)　(1)に規定する日割計算後の第１段階料金適用電力量および第２段階料金

適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。